

平成23年3月12日

緊急事態応急対策に関する基本方針（案）

平成23年（2011）東京電力（株）
福島第二原子力発電所
事故に係る原子力災害対策本部決定

東京電力（株）福島第二原子力発電所事故に関し、本日、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、直ちに原子力災害対策本部を設置した。

今後、事故の推移によっては、周辺住民の安全を脅かす事態に至るおそれがあることから、以下の基本方針に則り、緊急事態応急対策に取り組むこととする。

1. 事故の拡大防止、事態の早急な収拾及び住民の安全確保を第一に、事態の推移に応じた防護対策等に総力を挙げて取り組むこと。
2. 住民に対して、必要な情報を的確かつ迅速に伝達し、混乱の発生を防止すること。
3. 事態の推移に応じ、警察、消防、海上保安庁の部隊の派遣及び自衛隊の原子力災害派遣を行うこと。

以上